

菊川市ホームページ広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、菊川市ホームページにバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、菊川市ホームページ広告掲載取扱要綱及び菊川市ホームページ広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及び使いやすさを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) F L A S H
- (7) その他、利用者の意思に反した動きをしたり、不快感を与えたり、誤解を与えるおそれがある表現

(G I Fアニメーション)

第3条 G I Fアニメーションを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次の基準にしたがうこと

- (1) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とすること。
- (2) 画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とすること
- (3) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止すること

(市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「法律相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が菊川市の事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは平成19年9月15日から適用する。